

平成十三年法務省令第一号

公安調査庁組織規則

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第二十一条第五項、公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）第十一条第四項及び第五項並びに第十二条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第八十三条第三項の規定に基づき、並びに公安調査庁設置法及び法務省組織令を実施するため、公安調査庁組織規程の全部を改正する命令を次のように定める。

公安調査庁組織規程（平成八年法務省令第四十五号）の全部を次のように改正する。

目次

第一章 内部部局

第一節 特別な職の設置等（第一条）

第二節 課の設置等

第一款 総務部（第二条—第四条）

第二款 調査第一部（第五条—第八条）

第三款 調査第二部（第九条—第十二条）

第三節 課の内部組織等

第一款 総務部（第十三条）

第二款 調査第二部（第十三条の二・第十三条の三）

第二章 施設等機関（第十四条・第十五条）

第三章 地方支分部局

第一節 公安調査局

第一款 部の設置等（第十六条—第二十条の二）

第二款 職の設置等

第一目 総務部（第二十一条）

第二目 調査第一部（第二十二条）

第三目 調査第二部（第二十三条）

第四章 雜則（第二十七条）

附則
第一章 内部部局

第一節 特別な職の設置等

（公文書監理官及び参事官）

第一条 総務部に、公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）及び参事官一人を置く。

第二条 公文書監理官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要な事項に係るものに参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

第三条 参事官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。

（総務部に置く課）

第一款 総務部

第二条 総務部に、次の二課を置く。

（総務課）

第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

（総務課の所掌事務）

第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事課

（人事課）

（人事課の所掌事務）

（人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。）

（第一課の所掌事務）

（第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。）

（第一課に置く課等）

（調査第一部に置く課等）

（調査第一部に、次の二課及び公安調査管理官二人を置く。）

（第一課）

（第二課）

（第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。）

（第一課に置く課等）

（調査第一部の所掌事務に関する総合調整に關すること。）

（その規制に關し必要な調査が主として調査第一部の所掌に属する破壊的団体に関する情報及び資料の総合的分析に關すること。）

（その規制に關し必要な調査が主として調査第一部の所掌に属する無差別大量殺人行為を行つた団体に関する情報及び資料の総合的分析に關すること。）

（無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体に対する観察処分に關すること（総務部の所掌に属するものを除く。）。）

（調査第一部の所掌に關する事項に關する関係機関との情報及び資料の交換の総括に關すること。）

二 長官の官印及び府印の保管に關すること。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に關すること。

四 公安調査庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。

五 公安調査庁所属の行政財産及び物品の管理に關すること。

六 公文書類の審査及び進達に關すること。

七 公安調査庁の保有する情報の公開に關すること。

八 公安調査庁の保有する個人情報の保護に關すること。

九 公安調査庁の所掌事務に關する総合調整に關すること。

十 広報に關すること。

十一 公安調査庁の所掌事務に關する法令案の作成に關すること。

十二 公安調査庁の所掌事務に關する統計に關すること。

十三 公安調査庁の情報システムの整備及び管理に關すること。

十四 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第三章の規定による弁明の聽取及び処分の請求に關すること。

十五 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第三章の規定による処分の請求に關すること。

十六 破壊活動防止法第三十六条及び無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第三十二条の規定による国会への報告に關すること。

十七 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第三十二条の規定による調査結果の提供に關すること。

十八 公安調査局及び公安調査事務所の組織及び運営に關すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、公安調査庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

二十 （人事課の所掌事務）

二十一 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二十二 公安調査局の機構及び定員に關すること。

二十三 公安調査局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

二十四 公安調査局の行政の考査に關すること。

二十五 公安調査局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

二十六 公安調査局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

二十七 公安調査局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

二十八 公安調査局の行政の考査に關すること。

二十九 公安調査局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

三十 公安調査局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三十一 公安調査局の行政の考査に關すること。

三十二 公安調査局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

三十三 公安調査局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三十四 公安調査局の行政の考査に關すること。

三十五 公安調査局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

三十六 公安調査局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

三十七 公安調査局の行政の考査に關すること。

三十八 公安調査局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

三十九 公安調査局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

四十 公安調査局の行政の考査に關すること。

四十一 公安調査局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

四十二 公安調査局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

四十三 公安調査局の行政の考査に關すること。

四十四 公安調査局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

四十五 公安調査局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

四十六 公安調査局の行政の考査に關すること。

四十七 公安調査局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

四十八 公安調査局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

四十九 公安調査局の行政の考査に關すること。

五十 公安調査局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

五十一 公安調査局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

五十二 公安調査局の行政の考査に關すること。

五十三 公安調査局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。

五十四 公安調査局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

五十五 公安調査局の行政の考査に關すること。

第三章 地方支分部局

第一節 公安調査局

第一款 部の設置等

第十六条 公安調査局に、次の三部を置く。

(公安調査局に置く部)

総務部

調査第一部

調査第二部

(総務部の所掌事務)

第十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 局長の官印及び印の保管に関すること。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存のこと。

四 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

五 公安調査局所属の行政財産の管理に関すること。

六 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の所掌に係る物品の管理に関すること。

七 公文書類の審査に関すること。

八 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の保有する情報の公開に関すること。

九 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の保有する個人情報の保護に関すること。

十 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。

十一 広報に関すること。

十二 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の職員の任免、給与、懲戒、服務その他

の人事並びに教養及び訓練に関すること。

十三 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十四 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の行政の考査に関すること。

十五 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の情報システムの整備及び管理に関すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、公安調査局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(調査第一部の所掌事務)

第十八条 調査第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 破壊活動防止法第四章の規定による破壊的団体の規制に関する調査に関すること(調査第二

部の所掌に属するものを除く)。

二 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第四章の規定による無差別大量殺人行

為を行つた団体の規制に関する調査(次号に該当するものを除く。次条第二号において同じ)。

三 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体に対する観察処分の実施に関すること。

(調査第一部の所掌事務)

第十九条 調査第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 破壊活動防止法第四章の規定による破壊的団体の規制に関する調査であつて国外との関連を

有するものに関すること。

二 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第四章の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する調査であつて国外との関連を有するものに関すること。

(所掌事務に関する特例)

第二十条 局長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、一の部の所掌に属する事務を他の部において行わせることができる。

人を置く。

第二十一条 関東公安調査局、中部公安調査局及び近畿公安調査局の総務部に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。

第二款 職の設置等

第一目 総務部

(総務管理官及び職員管理官)

第二十二条 総務部、総務管理官及び職員管理官それぞれ一人を置く。

2 総務管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 局長の官印及び印の保管に関すること。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

五 公安調査局所属の行政財産の管理に関すること。

六 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の所掌に係る物品の管理に関すること。

七 公文書類の審査及び進達に関すること。

八 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の保有する情報の公開に関すること。

九 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の保有する個人情報の保護に関すること。

十 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。

十一 広報に関すること。

十二 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の情報システムの整備及び管理に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、公安調査局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

十四 職員管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の

の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

三 公安調査局及びその管轄区域内の公安調査事務所の行政の考査に関すること。

四 調査第一部にそれぞれ首席調査官二人を置く。

五 調査第一部に置く首席調査官は、命を受けて、第十八条各号の事務を分掌する。

第二目 調査第一部

(首席調査官)

第二十三条 関東公安調査局の調査第一部に首席調査官三人を、中部公安調査局、近畿公安調査局及び九州公安調査局の調査第一部にそれぞれ首席調査官四人を、北海道公安調査局、東北公安調査

局、中部公安調査局、近畿公安調査局、中国公安調査局、四国公安調査局及び九州公安調査局の調査第一部にそれぞれ首席調査官二人を置く。

2 調査第一部に置く首席調査官は、命を受けて、第十八条各号の事務を分掌する。

第三目 調査第二部

(首席調査官)

第二十四条 関東公安調査局の調査第二部に首席調査官五人を、中部公安調査局、近畿公安調査

局及び九州公安調査局の調査第一部にそれぞれ首席調査官四人を、北海道公安調査局、東北公安調

査局、中国公安調査局及び四国公安調査局の調査第二部にそれぞれ首席調査官三人を置く。

第二節 公安調査事務所
 (公安調査事務所の名称、位置及び管轄区域)

第二十四条 公安調査事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

(公安調査事務所の所掌事務) 第六号、第七号及び第十一号から第十四号まで、第十八条各号並びに第十九条各号の事務を分掌する。

第二十五条 公安調査事務所は、公安調査局の所掌事務のうち、第十七条第一号から第四号まで、

(首席調査官)

第二十六条 公安調査事務所に、それぞれ首席調査官二人を置く。

2 公安調査事務所に置く首席調査官は、命を受けて、第十八条各号及び第十九条各号の事務を分掌する。

3 公安調査事務所に置く首席調査官のうちあらかじめ指定する一人は、前項に掲げる事務のほか、公安調査事務所の所掌に係る事項で他の首席調査官の所掌に属しない事務をつかさどる。

第四章 雜則

第二十七条 この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、公安調査庁にあつては長官が定め、公安調査庁研修所にあつては所長、公安調査局にあつては局長、公安調査事務所にあつては所長が長官の承認を受けて定める。

附 則

(施行期日)

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、公安調査庁組織規則（平成十三年法務省令第二号）となるものとする。

附 則 (平成一三年三月三〇日法務省令第四八号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、別表埼玉公安調査事務所の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日法務省令第二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年四月一日法務省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日法務省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年五月二一日法務省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。この省令は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五五号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法務省令第四〇号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法務省令第二五号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日法務省令第二〇号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法務省令第六号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月二九日法務省令第二八号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日法務省令第一七号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日法務省令第二三号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

名称 (第二十四条関係)	別表 (第二十四条関係)
釧路公安調査事務所	釧路市

釧路公安調査事務所	釧路市	北海道のうち
盛岡公安調査事務所	盛岡市	本別町
千葉公安調査事務所	千葉市	幕別町 池田町 豊頃町 北見市 網走市 紋別市 根室市 網走郡
横浜公安調査事務所	横浜市	河東郡 河西郡 广尾郡 網別郡
新潟公安調査事務所	新潟市	上川郡 新得町 清水町 中川郡のうち 上川郡のうち 新得町 清水町 中川郡のうち
長野公安調査事務所	長野市	幕別町 池田町 豊頃町 本別町
静岡公安調査事務所	静岡市	河東郡 河西郡 广尾郡 網別郡
千葉公安調査事務所	千葉市	青森県 岩手県 秋田県
横浜公安調査事務所	横浜市	茨城県 栃木県 埼玉県
新潟公安調査事務所	新潟市	神奈川県
長野公安調査事務所	長野市	群馬県 長野県
静岡公安調査事務所	静岡市	山梨県 静岡県
金沢公安調査事務所	金沢市	富山県 石川県 福井県
京都公安調査事務所	京都市	滋賀県 京都府
神戸公安調査事務所	神戸市	兵庫県
岡山公安調査事務所	岡山市	鳥取県 岡山県
那覇公安調査事務所	那覇市	熊本県 宮崎県 鹿児島県
熊本公安調査事務所	熊本市	沖縄県